

名古屋市公共事業評価監視委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が実施する公共事業のうち、国土交通省が定める「社会資本整備総合交付金交付要綱」の対象となる評価対象事業等（以下「市実施公共事業」という。）の評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、名古屋市公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号について結果及び今後の方針の審議を行い、必要な場合には意見の具申を行う。

- (1) 市実施公共事業の中間評価及び事後評価に関すること。
- (2) 国土交通省により評価の実施が義務づけられている前号以外の事業評価に関すること。

(委員の構成等)

第3条 委員会の定数は6人以内とする。

- 2 委員は、公平な立場にある有識者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。ただし、同一人の在任期間が引き続き10年を超えるときは、再任されることができないものとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、緑政土木局企画経理課及び住宅都市局企画経理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月10日から施行する。